

AI ネットワーク社会推進会議(第 30 回)

AI ガバナンス検討会(第 26 回)

合同会議

議事概要

1. 日時

令和 7 年 3 月 7 日(金) 14:00～15:30

2. 場所

オンライン開催

3. 出席者

(1) 構成員

【AI ネットワーク社会推進会議】

須藤議長、平野副議長、今田構成員、岩本構成員、内川構成員(代理出席)、大田構成員、大屋構成員、木村構成員、小塚構成員、斉藤構成員、城山幹事、鈴木幹事、高橋構成員、田丸構成員、中川幹事、西田幹事、萩田構成員、林構成員、福田構成員、古田構成員(代理出席)、村上構成員、山川構成員

【AI ガバナンス検討会(平野座長含め AI ネットワーク社会推進会議構成員を除く。)]

荒堀構成員、江間構成員、河島構成員、三部構成員、島村構成員、高木構成員、豊田構成員、成原構成員、森本構成員(代理出席)、湯淺構成員

(2) オブザーバー

デジタル庁、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、内閣府知的財産戦略推進事務局、公正取引委員会事務総局官房、個人情報保護委員会事務局、消費者庁消費者安全課、金融庁総合政策局イノベーション推進室、文部科学省研究振興局参事官(情報担当)、文化庁著作権課、経済産業省商務情報政策局情報経済課、情報通信研究機構 AI 研究開発推進ユニット、科学技術振興機構社会技術研究開発センター企画運営室、理化学研究所革新知能統合研究推進室、産業技術総合研究所情報・人間工学領域、AI セーフティ・インスティテュート

(3) 総務省

玉田官房総括審議官、七條官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、野村国際戦略局次長、下仲官房審議官(情報流通行政担当)、安藤情報通信政策研究所長、飯田国際戦略局情報通信国際戦略特別交渉官、山野情報流通行政局参事官、元山情報流通行政局参事官付参

事官統括補佐、小倉情報流通行政局参事官付参事官補佐 他

4. 配布資料

資料 1 広島 AI プロセス等の国際動向

資料 2 AI 事業者ガイドラインの更新内容

資料 3-1 AI 事業者ガイドライン 第 1.1 版(案)(本編)

資料 3-2 AI 事業者ガイドライン 第 1.1 版(案)(別添)

資料 4-1 AI 事業者ガイドライン 第 1.1 版 概要版(案)(本編)

資料 4-2 AI 事業者ガイドライン 第 1.1 版 概要版(案)(別添)

参考資料 1 AI ネットワーク社会推進会議・AI ガバナンス検討会構成員名簿

5. 議事要旨

5-1. 開会

5-2. 議事

(1) 広島 AI プロセス等の国際動向

飯田国際戦略局情報通信国際戦略特別交渉官より、資料 1 に基づき、広島 AI プロセス等の国際動向について説明がなされた。

(2) AI 事業者ガイドライン第 1.1 版(案)について

事務局より、資料 2、資料 3、資料 4 に基づき、AI 事業者ガイドラインの更新内容と更新案について説明がなされた。

(3) 意見交換

主な質疑応答等は以下のとおり。

<議事 2 広島 AI プロセス等の国際動向に関して>

【中川構成員】

- ・EU の AI Act について情報共有する。予定されていたコードオブプラクティスのバージョン 3 の発表が実施されていないことに関連して、インフォーマルな情報ではあるものの、EU の規制一辺倒だった AI への考え方に少し変化があるのではないかという話が出ているようである。マクロン大統領が AI の産業育成に意欲を見せていることや、経済を上向かせるという観点等から動向に変化がある可能性があるが、確定的ではない。
- ・今年のバージョンは完成度が高いと感じている。そのうえで次年度以降検討が必要となる可能性がある点として、画像を扱う生成 AI におけるハルシネーションの位置づけについて述べる。1.1 版において、ハルシネーションは悪いものとして書かれている。テキストベースの生成 AI では、正しい

答えを求めて利用される場合が多いことから、ハルシネーションは嬉しくない出力であり現状ではその通りである。一方で画像を扱う生成 AI の場合は、意図しない出力から新たな発見やコンテンツが生まれる部分もあるとの意見が他の研究者からも聞かれる。ハルシネーションという名前を含め、画像系の生成 AI におけるハルシネーションの扱いは検討が必要な可能性がある。

【須藤議長】

2 つ目の、ハルシネーションは単なる間違いとは言えず評価できる部分もあるという点は NICT の鳥澤フェローも仰っていた。クリエイティブなものは常識から逸脱したところから出る場合もあり、その点で評価や注意点等についても整理すべきであると感じる。

【中川構成員】

・最近、ラーランゲージモデルにおいて OpenAI などの大手企業の独占状況が崩れ、スモールランゲージモデルがフリーで使える状況になってきている。この結果、それらのモデルを企業や組織が自社内のみで利用し、過去の内部文書を使用して学習するケースが増えることが予想される。そのため、蓄積された情報に基づいた答えが増える一方で、情報が固定化され目新しい回答が少なくなり、イノベーションが起きにくくなる恐れがある。来年以降このような影響が出る可能性があるため、企業が自社の枠にとらわれすぎないようにするための方法論を含め、ガイドラインへの記載を検討すると良いかもしれない。

・EU の AI Act については、当初アメリカの大企業に対する敵対的なイメージで設計されたが、現在は小さな生成 AI が広がりを見せている。その結果、大企業のドミネーションではなく、小規模な生成 AI が競い合う状況になりつつあり、EU の AI Act の策定時とは技術的状況が大きく変化しているとの意見が付け加えられた。

【須藤議長】

非常に重要な論点である。来年度は SLM 同士の連携を含めた SLM の仕様についてのガイドライン等も考えていく必要があると思っている。ちなみに、DeepSeek は SLM を多く使っており、この辺りの動きに皆様も目を配っていただきたい。

【平野座長】

以前から指摘しているとおり、今回の更新においてリスクの洗い出しと分類の部分は非常に重要である。これまでハードローが良い悪いといった抽象的な議論が多かったが、具体的な事象が表れて具象化が進んできた。抽象的な議論をしていると、EU AI 法のように過剰に規制を行ったり(オーバーディタランス)、逆に規制を緩めすぎたり(アンダーディタランス)してしまう。これは東京大学の宍戸常寿先生が AI 制度研究会のヒアリングの際に指摘されたことである。適切なリスク管理のためにはリスクの具象化が必要であり、今回の更新でリスク事例を充実させることでそれが達成できるのではないかと感じている。

【成原構成員】

・昨今の生成 AI や AI エージェントの発展を踏まえ、的確にリスクを整理し、適切な対応を検討いただいていると感じる。前々回申し上げたことと重なるが、リスクの分類案について、一つのリスクの示し方として理解できる。例えば技術的リスクとしてバイアスのある出力や差別的出力が挙げられている一方で、社会的リスクの中でも倫理・法に関するリスクとしてトリアージにおける差別が挙げられている。何が差別に当たるかは社会的な文脈で決まる部分が大きく、AI による差別の問題は技術だけの話ではなく社会的な問題も絡んでくるため、両方にまたがる形での整理は納得できる。

・他方で、トリアージにおける差別はかなりスペシフィックな例であり、もう少し広い例を挙げるべきではないかという印象を受けた。トリアージは重要な例ではあるが、医療や教育などの場面で AI が選別に使われる際に差別が生じるといったリスクも含まれるような、より広い書き方にしていただくのが良いと思う。

・経済活動や情報空間に関わるリスクも様々挙げられており、いずれも重要だが、特に民間企業においては、労働者の失業など AI による社会全体での問題（マクロの問題）に対しどこまで対応できるかは難しいところである。ミクロなレベルで対処できるリスクと、技術的な失業の増加や民主主義への影響といったマクロな問題を区別し整理していただけると良いと考える。この点についてお考えを伺いたい。

【小倉参事官補佐】

いただいた内容に関し、前々回もコメントいただいていることは事務局でも認識している。また、その後の議論を進める中でも同様のコメントをいただいている状況である。事業者が対応すべきものと政府・公的機関が対応すべきものを分けられるかどうかについては、実施を試みた上での検討課題になると思われるが、そのような分類も継続して議論した上で、資料に反映できるものは反映していければと思う。その検討に際しては引き続き成原先生にもコメントをいただければと考えており、よろしくお願いする。

【中川構成員】

ただいまの成原先生の意見について、私もトリアージだけが取り出されることに違和感がないわけではなかった。もちろんトリアージにおける差別は非常に重要であるが、逆に抜け落ちているのではないかと思われる点として、スコアリングによる差別がある。トリアージと並べるのであれば、必要ではあるが差別につながる恐れがあるという共通点をもつものとしてスコアリングにも言及することを提案したい。

【須藤議長】

お二方より言及のあった差別の問題については、社会的なコンセンサスを得るためにも重要な論点であると思う。

【小倉参事官補佐】

リスク記載については、記載のレベル感やリスクの追加等含め継続して見直しを図りたいと考えており、その際に反映・検討をさせていただきたい。

【林構成員】

- ・ガイドライン自体を現時点で読み込んでいるわけではないが、リスクについて発言させていただきたい。リスクを分類し、企業における適切な組織体制のもとで適切なリスク探索を行ったとしても、開発や運用段階でそのリスクを認知できなかったということも起こり得ると思うが、そうしたリスクについては免責し、過剰な委縮効果を防止するということも含意されていると理解して良いか。
- ・また企業が調査に協力したり情報を提供したりするためのインセンティブについて、法律の方にそうしたことが書かれているのかもしれないが、このガイドラインではどのような示唆があるのかについても伺いたい。
- ・加えて、事故の検証に関して、標準的なリスク探索の措置を改善することで同様の事故を回避し、安全性を向上するという対応策も考えられるが、そうした点についても、このガイドラインの射程として含まれているかどうかご教示いただきたい。

【須藤議長】

重要な点である。AI のライフサイクルに応じてリスクをどう捉え、その責任がどうなるかという問題も含まれる。また今回の(AI 戦略会議・AI 制度研究会の)報告書でも重視されているように、契約の際の責任の分界点に全て関係してくる。契約ではリスクの形態に対応する必要があり重要な論点である。言及はされているが、林先生のご懸念は非常に重要であり、もつともである。

【山野参事官】

- ・林先生のご指摘は大変重要であり、少し補足させていただきたい。前提として、今回は別添の更新事項が主であり、基本的な理念や守ってほしいポイントを記載している本編については更新事項が少ない。基本的な部分は大きく変えずに、世界のサービスや技術の急速な進展等、最新の状況を取り込み、できるだけアップデートするという趣旨で作成しているためである。
- ・ご指摘いただいた点について、リスクを特定・把握しガバナンスを回すことを求めるという点は、ガイドラインに当初から盛り込まれている内容である。本編の AI ガバナンスの構築の章にて、AI ガバナンスを各社で考え実行し、アジャイルに PDCA を回すことを求めている。またその際には、事業者の資源制約に配慮し、また、開発・提供・利用するサービス等がライフサイクル全体でどのような利益をもたらし、どのようなリスクを負うかについて、社会的な需要と外部環境の変化に応じて考慮した上で、リスク分析を実施することを求める内容となっている。さらに、その上でポリシーを定め、社内できちんとガバナンスを回せる体制を整え、目標設定・リスク評価・運用等の PDCA を回すことも求めている。これらのガイドラインの項目を参照して実施いただくことで、ガバナンスを構築しやすくなる可能性があると考えている。

・また、最先端モデルの開発者にとっては、冒頭、飯田特別交渉官から説明のあった報告枠組みへの回答によって、広島 AI プロセスで定められた内容についてきちんと対応していることが世界に公表されることにつながるため、インセンティブや後押しとなりうると考える。

【林構成員】

もう 1 点、関連して申し上げる。ただいま事務局よりリスク分析についての話があったが、AI の最大の問題は、いかにブラックボックスに対処するかということだと考える。AI が従来にないレベルの自律性を持つ場合、この自律性は制御困難性とは異なるものである。従来の法律の概念では、制御困難性は危険責任に関して問題とされてきたが、AI の自律性やブラックボックスは、開発者や稼働者が全く制御できない状態となる可能性もあり、検証も困難になる恐れがある。検証ができない状態を回避するための制度化や仕組みづくりが必要になるのではないかと、漠然と考えている。

【山野参事官】

・今回の AI 事業者ガイドライン 1.1 版案では、ご指摘に係る点が 2 か所あると考えている。1 つ目は、別添にリスクの事例を充実させた中で、ブラックボックス化や判断に関する説明の不足といったリスクについて、マルチモーダルな生成 AI の登場等による複雑化等を踏まえ詳細を追記している。

・2 つ目は、本編における共通の指針の中で、透明性の確保、すなわち検証可能性をできる限り確保するという点に言及している。具体的には、開発者が学習プロセスや推論過程のログを記録し、後から検証できる形で保存することの重要性等を記載している。また、関連するステークホルダーにそれらを適切に示すことも求めている。またアカウントビリティの部分でも、できる限り説明責任を果たすこと等を求めている。透明性をどの程度求めるかには濃淡があり、説明責任を果たせる範囲もサービスごとに異なるものと思われるが、基本的な方向として透明性とアカウントビリティの確保を求めている。

・これらについて、その実効性をどう担保するかを考える中で、ソフトロー以外のアプローチがあり得るかという点は今後検討すべき点なのかもしれないと思う。ただ現状は、ガイドラインにできるだけ事例を多く掲載し、事業者に多様な情報を提供した上で、各企業においてしっかりと考えていただいて対処いただくという方向であり、ある意味、ソフトローアプローチの組み合わせと考えている。ハードローの観点では、冒頭紹介した新たな AI 法案の中でも、AI サービスやシステムに関する情報提供を求めることや、インシデント時の調査を行うこと等が示されている。自主的な対応のみならず、法に基づいたアプローチとの組み合わせで対応が行われていく可能性があると思われるが、詳細は今後検討されていくものと考えている。

【須藤議長】

・山野参事官からの最後のお話の通り、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案の基本的な施策の中に、国による調査が含まれている。具体的な実施方法については今

後議論が必要であり、ガイドラインがどのように貢献するかも重要なポイントとなる。また、国がこのような方向性を示した背景には、広島 AI プロセスでの議論や OECD での検討結果がある。アメリカのトランプ政権誕生によって状況がどう変わるか不透明ではあるものの、技術監査や運用監査についての議論が活発になりつつあり、その際は IEEE や ISO が関与する可能性もあるため、情報を整理しておく必要があるということが念頭に置かれ、基本的施策に含まれている。またこのガイドラインにおいても、山野参事官より発言いただいたように、重要な論点として盛り込まれている。

- ・今後重要な論点として、AI のロボットへの実装がある。従来のロボットはほとんどが特定目的型ロボットであったが、特にマルチモーダル AI がロボットに実装されることで、影響力のあるロボットが登場する可能性がある。軍事的な研究開発も行われているだろう。産業用やサービス用にも展開が見込まれるため、ガイドラインや検討会において十分な議論が必要である。

- ・また中川構成員からのご発言にもあったとおり、スモールランゲージモデルの連結によっても複雑な動きが予想されるため、その点に関して契約の在り方等含め検討しなければならないと思う。

- ・本日の構成員の皆様からのご発言を要約するに、基本的に充実した内容になっているという認識を共有できていると思う。そのうえで今後考慮すべき検討事項をご発言いただいたと認識している。続いて平野座長より、全体を通してコメントがあればいただきたい。

【平野座長】

- ・私自身、AI 制度研究会の構成員として、先ほど説明のあった法案の元となった中間とりまとめの作成に関与している。その中で、石破首相から、イノベーションの促進とリスク対応の両方をやる法案を早期に国会に提出できるような対応をするように、とのお話があった。これは、本会議体の前身会議体である AI ネットワーク化検討会議における、STEM と ELSI、つまりアクセルとブレーキ・ハンドルの両方が重要であるとの議論と通ずるものがある。この点は非常に感慨深い。

- ・とはいえ、AI 法案自体は非常にざっくりとした内容であり、司令塔としての首相を長とする AI 戦略本部を設置し、省庁間の AI 対応のばらつきを統括する体制を作ることなどが重要な点として盛り込まれている。我々が議論した AI 事業者ガイドラインは、それらの重要な政策を実行するにあたっての詳細な内容に寄与するものとなっており、充実してきているという感慨を持った。

【須藤議長】

- ・ELSI についても言及していただき感謝申し上げます。生成 AI をめぐる状況は今後も発展や転換が繰り返されると予想され、この 3 ヶ月や半年の間でも相当の変動があったと感じる。例えば自治体においても、少子高齢化による財政問題や公務員数の減少等により単独での行政サービスが困難となりつつある状況下で、事務効率化や共同化のために生成 AI の導入が急速に進んでいる。もちろん自治体だけでなく企業も積極的に生成 AI を活用しており、両者とも RAG をかなり重視している。これらの動向も含め、今後の検討会またガイドラインのバージョンアップもますます重要になってくると思われるため、皆様には引き続きお力添えをお願いしたい。

- ・最後に、本日も指摘いただいた点について公開に向けた修正がもし必要となった場合は、須藤

また平野座長に一任とさせていただきたい。最後に総務省の玉田総括審議官よりご挨拶をいただきたい。

【玉田総括審議官】

・本日も、構成員の皆様には熱心なご議論をいただき感謝申し上げます。AI に関しては、生成 AI を中心に新たなサービスが日進月歩の状況であり、それに伴い開発・利活用・ガバナンスに関する議論も国内外で活発に行われている。総務省では、昨年 4 月に経済産業省とともに AI 事業者ガイドラインの第 1.0 版を策定しているが、その後も、RAG の活用やマルチモーダルな AI の普及などの技術発展に伴い AI サービスは目覚ましい変化を遂げている。これらの動向も踏まえ、ガイドラインをリビングドキュメントとして更新していく必要があると考えている。昨年 11 月に公表した第 1.01 版に続き、最新技術動向の反映や AI のリスク事例の追加・整理について議論してきた。構成員の皆様の精力的なご検討に改めて感謝申し上げます。本日もいただいたご意見も踏まえ、事業者ガイドラインの第 1.1 版として取りまとめ、関係省庁とも調整のうえ 3 月中に公表したいと考えている。

・また政府全体の取り組みとして、先ほども事務局からご報告した通り、2 月 28 日には人工知能関連技術の研究開発及び活用推進に関する法律案が国会に提出されている。総務省としても、この推進会議や検討会で培った知見を活かし、法案作成に貢献してきたことをご報告する。

・加えて、須藤議長より自治体における積極的な AI 導入の動きについてもご指摘いただいた。情報通信行政としても、各自治体や企業に AI を徹底的に活用いただくことでイノベーションを促進していく考えである。一方、AI そのものをめぐるリスクや、社会問題にもなっているインターネット上の偽・誤情報の流通拡散といった利用環境上のリスク等、様々なリスクに適切に対応しながら、利用者にとって安心安全で信頼できる AI の利用環境整備を行っていくことが大切と考えている。

・今後もガイドラインの作成や更新を貴重な経験としながら、また広島 AI プロセスを中心とした国際的な議論、最新の技術動向、AI をめぐる様々な国内の動きなども踏まえ、政府全体の議論を牽引し、貢献して参りたい。構成員の皆様には引き続きご支援ご協力をお願いする。

【小倉参事官補佐】

・ご出席の皆様にあらためて感謝申し上げます。本日もいただいたご意見については事務局で検討しつつ、連携して検討を行っている経済産業省の検討会での議論も経て、ガイドライン案に必要な反映を行い、第 1.1 版を後日公開する予定である。

・次回の会合は来年度となる予定であるが、議事内容も含め詳細が決まり次第、事務局よりご連絡する。構成員の皆様にはお手数をおかけするが、事務局からのメールをご確認いただきたい。引き続きよろしくお願いする。

【須藤議長】

・これから経済産業省の検討会が行われ、その議論も極めて重要となる。その上で、私と平野座長も必要に応じて関与しながら最終案を両省で練り、成案を得たいと考えている。

・構成員の皆様には AI 事業者ガイドラインの更新にご協力いただき感謝申し上げます。今後も AI 事業者ガイドラインの更新を中心に AI に関する活動について、皆様の非常に有益な知見を賜りたく、引き続きご協力をお願いしたい。本日これにて閉会とする。

以上